

別紙

第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第1章 総 則	第1章 総 則
第1節 納税地及び納税義務	第1節 納税地及び納税義務
第2節 事業年度	第2節 事業年度
第3節 同族会社	第3節 同族会社
第4節 組織再編成	第4節 組織再編成
第5節 資本金等の額及び資本等取引	第5節 資本金等の額及び資本等取引
第6節 利益積立金額	第6節 利益積立金額
第7節 仮決算における経理	第7節 仮決算における経理
第2章 収益並びに費用及び損失の計算	第2章 収益並びに費用及び損失の計算
第1節 収益等の計上に関する通則	第1節 収益等の計上に関する通則
第1款 棚卸資産の販売による収益	第1款 棚卸資産の販売による収益
第2款 請負による収益	第2款 請負による収益
第3款 固定資産の譲渡等による収益	第3款 固定資産の譲渡等による収益
第4款 有価証券の譲渡による損益	第4款 有価証券の譲渡による損益
第5款 利子、配当、使用料等に係る収益	第5款 利子、配当、使用料等に係る収益
第6款 その他の収益等	第6款 その他の収益等
第2節 費用及び損失の計算に関する通則	第2節 費用及び損失の計算に関する通則
第1款 売上原価等	第1款 売上原価等
第2款 販売費及び一般管理費等	第2款 販売費及び一般管理費等

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第1款 通則

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第1款 通則

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 削除</p> <p>第4款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p>	<p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 削除</p> <p>第4款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 削除</p> <p>第7章 減価償却資産の償却等</p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>第1款 減価償却資産</p> <p>第2款 少額の減価償却資産等</p>

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

改 正 後	改 正 前
第 2 節 繰延資産の償却期間	第 2 節 繰延資産の償却期間
第 3 節 償却費の計算	第 3 節 償却費の計算
第 9 章 その他の損金	第 9 章 その他の損金
第 1 節 資産の評価損	第 1 節 資産の評価損
第 1 款 通則	第 1 款 通則
第 2 款 棚卸資産の評価損	第 2 款 棚卸資産の評価損
第 3 款 有価証券の評価損	第 3 款 有価証券の評価損
第 4 款 固定資産の評価損	第 4 款 固定資産の評価損
第 2 節 役員給与等	第 2 節 役員給与等
第 1 款 役員等の範囲	第 1 款 役員等の範囲
第 2 款 経済的な利益の供与	第 2 款 経済的な利益の供与
第 3 款 定期同額給与	第 3 款 定期同額給与
第 4 款 事前確定届出給与	第 4 款 事前確定届出給与
第 5 款 損金の額に算入される利益連動給与	第 5 款 損金の額に算入される利益連動給与
第 6 款 過大な役員給与の額	第 6 款 過大な役員給与の額
第 7 款 退職給与	第 7 款 退職給与
第 8 款 使用人給与	第 8 款 使用人給与
第 9 款 転籍、出向者に対する給与等	第 9 款 転籍、出向者に対する給与等
第 10 款 特殊支配同族会社の役員給与	第 10 款 特殊支配同族会社の役員給与
第 11 款 新株予約権を対価とする費用等	第 11 款 新株予約権を対価とする費用等
第 12 款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡	第 12 款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡
第 3 節 保険料等	第 3 節 保険料等
第 4 節 寄附金	第 4 節 寄附金
第 1 款 寄附金の範囲等	第 1 款 寄附金の範囲等

第2款 国等に対する寄附金

第3款 被災者に対する義援金等

第4款 その他

第5節 租税公課

第1款 租税

第2款 罰料金

第3款 第二次納税義務による納付税額

第4款 賦課金、納付金等

第6節 貸倒損失

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

第2款 国等に対する寄附金

第3款 被災者に対する義援金等

第4款 その他

第5節 租税公課

第1款 租税

第2款 罰料金

第3款 第二次納税義務による納付税額

第4款 賦課金、納付金等

第6節 貸倒損失

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p>	<p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 青色申告事業年度の欠損金</p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p>

第1節 通則

第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ

第12章の5 リース取引

第1節 リース取引の意義

第2節 売買とされるリース取引

第1款 売買とされるリース取引の意義

第2款 貸借人の処理

第3款 賃貸人の処理

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第2款 譲渡人の処理

第3款 譲受人の処理

第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等

第1節 通則

第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算

第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

第1節 通則

第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ

第12章の5 リース取引

第1節 リース取引の意義

第2節 売買とされるリース取引

第1款 売買とされるリース取引の意義

第2款 貸借人の処理

第3款 賃貸人の処理

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第2款 譲渡人の処理

第3款 譲受人の処理

第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

改 正 後	改 正 前
<p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 <u>受益者等課税信託による損益</u></p> <p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p>	<p>第14章 特殊な損益の計算</p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p>

- 第12款 印刷業
- 第13款 出版業
- 第14款 写真業
- 第15款 席貸業
- 第16款 旅館業
- 第17款 飲食店業
- 第18款 周旋業
- 第19款 代理業
- 第20款 仲立業
- 第21款 問屋業
- 第22款 鉱業及び土石採取業
- 第23款 浴場業
- 第24款 理容業
- 第25款 美容業
- 第26款 興行業
- 第27款 遊技所業
- 第28款 遊覧所業
- 第29款 医療保健業
- 第30款 技芸教授業
- 第31款 駐車場業
- 第32款 信用保証業
- 第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

第16章 税額の計算

第1節 特定同族会社の特別税率

- 第12款 印刷業
- 第13款 出版業
- 第14款 写真業
- 第15款 席貸業
- 第16款 旅館業
- 第17款 飲食店業
- 第18款 周旋業
- 第19款 代理業
- 第20款 仲立業
- 第21款 問屋業
- 第22款 鉱業及び土石採取業
- 第23款 浴場業
- 第24款 理容業
- 第25款 美容業
- 第26款 興行業
- 第27款 遊技所業
- 第28款 遊覧所業
- 第29款 医療保健業
- 第30款 技芸教授業
- 第31款 駐車場業
- 第32款 信用保証業
- 第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

第16章 税額の計算

第1節 特定同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の直接控除</p> <p>第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第5款 その他</p> <p>第4節 所得金額の端数計算</p>	<p>第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲</p> <p>第2款 留保金額の計算</p> <p>第2節 所得税額の控除</p> <p>第3節 外国税額の控除</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 外国法人税の直接控除</p> <p>第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第5款 その他</p> <p>第4節 所得金額の端数計算</p>
<p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p>	<p>第17章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p>
<p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p>	<p>第18章 退職年金等積立金額の計算</p>
<p>第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</p>	<p>第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</p>
<p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 国内源泉所得</p> <p>第1款 国内において行う事業の所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p>	<p>第20章 外国法人の納税義務</p> <p>第1節 国内源泉所得</p> <p>第1款 国内において行う事業の所得</p> <p>第2款 国内にある資産の所得</p>

- 第3款 人的役務提供事業の所得
- 第4款 不動産等の貸付けによる所得
- 第5款 債券の利子等
- 第6款 貸付金利子の所得
- 第7款 使用料等の所得
- 第8款 その他

第2節 課税標準

- 第1款 国内に支店等を有する外国法人
- 第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人
- 第3款 国内に代理人等を置く外国法人
- 第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人
- 第5款 その他

第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

- 第1款 通則
- 第2款 損金の額の計算
- 第3款 その他

第4節 税額の計算等

附 則

別 表

- 第3款 人的役務提供事業の所得
- 第4款 不動産等の貸付けによる所得
- 第5款 債券の利子等
- 第6款 貸付金利子の所得
- 第7款 使用料等の所得
- 第8款 その他

第2節 課税標準

- 第1款 国内に支店等を有する外国法人
- 第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人
- 第3款 国内に代理人等を置く外国法人
- 第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人
- 第5款 その他

第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

- 第1款 通則
- 第2款 損金の額の計算
- 第3款 その他

第4節 税額の計算等

附 則

別 表

二 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金利子等の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 24</p> <p>(注)1 例えば借入金とその運用資産としての貸付金、預金、貯金又は有価証券 (<u>法第12条第1項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同条第2項の規定により同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。)</u>がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託(以下「<u>受益者等課税信託</u>」という。)の信託財産に属するこれらの資産を含む。)がひも付きの見合関係にある場合のように、その借入金に係る支払利子の額と運用資産から生ずる利子の額を対応させて計上すべき場合には、その運用資産から生ずる利子の額については、ただし書の適用はないものとする。</p> <p>2</p> <p>(剰余金の配当等の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 27 法人が他の法人(<u>法第4条の7(受託法人等に関するこの法律の適用)の各号列記以外の部分に規定する受託法人を含む。)</u>から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配(以下「<u>特定目的会社に係る中間配当</u>」という。)又は<u>法第2条第29号ロ(集団投資信託)</u>に掲げる投資信託(以下2 - 1 - 27において「<u>投資信託</u>」という。)の収益の分配(以下2 - 1 - 31までにおいてこれらを「<u>剰余金の配当等</u>」という。)の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する事業年度の収益とする。ただし、その剰余金の配当等の額が外国法人から受けるものである場合において、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定</p>	<p>(貸付金利子等の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 24</p> <p>(注)1 例えば借入金とその運用資産としての貸付金、預金、貯金又は有価証券 (<u>信託財産に組み込まれたこれらの資産を含む。)</u>がひも付きの見合関係にある場合のように、その借入金に係る支払利子の額と運用資産から生ずる利子の額を対応させて計上すべき場合には、その運用資産から生ずる利子の額については、ただし書の適用はないものとする。</p> <p>2</p> <p>(剰余金の配当等の帰属の時期)</p> <p>2 - 1 - 27 法人が他の法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項(中間配当)に規定する金銭の分配(以下「<u>特定目的会社に係る中間配当</u>」という。)又は<u>投資信託及び特定目的信託の収益の分配</u>(以下2 - 1 - 31までにおいてこれらを「<u>剰余金の配当等</u>」という。)の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する事業年度の収益とする。ただし、その剰余金の配当等の額が外国法人から受けるものである場合において、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれと異なる定めがあるときは、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日の属する事業年度の収益とする。</p>

の時期につきこれと異なる定めがあるときは、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日の属する事業年度の収益とする。

(1)

(2)

(3) 投資信託の収益の分配のうち信託の開始の時からその終了の時までの間におけるものについては、当該収益の計算期間の末日とし、投資信託の終了又は投資信託の一部の解約による収益の分配については、当該終了又は解約のあった日

(4)

(1)

(2)

(3) 投資信託及び特定目的信託の収益の分配のうち信託の開始の時からその終了の時までの間におけるものについては、当該収益の計算期間の末日とし、投資信託及び特定目的信託の終了又は投資信託及び特定目的信託の一部の解約による収益の分配については、当該終了又は解約のあった日

(4)

三 その他

改 正 後	改 正 前
<p>(決算締切日)</p> <p>2 - 6 - 1</p> <p>(注)</p> <p>..... (<u>受益者等課税信託である金銭の信託</u>の信託財産に属するものに係る計算の締切日を含む。)</p>	<p>(決算締切日)</p> <p>2 - 6 - 1</p> <p>(注)</p> <p>..... (<u>法第 12 条第 1 項ただし書(合同運用信託等)</u>に規定する<u>信託以外の金銭の信託</u>の信託財産に属するものに係る計算の締切日を含む。)</p>

四 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義</u>)</p> <p>3 - 1 - 3 <u>令第 19 条の 2 第 1 項第 2 号(証券投資信託の収益の分配のうち配当</u></p>	<p>(<u>特定信託又は証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義</u>)</p> <p>3 - 1 - 3 <u>令第 19 条の 2 第 1 項第 2 号(特定信託の収益の分配の額)</u>に規定す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>等額から成る部分の金額)に規定する「証券投資信託の一部の解約による収益の分配」とは、<u>証券投資信託の委託者たる会社が受託者たる信託会社</u>（信託業務を兼営する銀行を含む。）に対しその信託の一部を解約することにより当該委託者が受ける収益の分配及び受益者からの解約の実行の請求に基づき委託者が受託者に対してその信託の一部を解約することにより当該受益者が受ける収益の分配をいうのであるから、受益者である法人が委託者に対し解約の実行の請求をしないでその信託に係る<u>受益権</u>を譲渡した場合には、最終的にその<u>受益権</u>に係る信託の解約が行われる場合であっても、これに当たらないことに留意する。</p> <p>(<u>受益権</u>の銘柄)</p> <p>3 - 1 - 6</p> <p>.....<u>受益権</u>.....<u>受益権</u>.....<u>受益権</u>.....</p> <p>.....</p>	<p>る「<u>特定信託の一部の解約による収益の分配</u>」又は令第19条の3第1項第2号(<u>証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額</u>)に規定する「証券投資信託の一部の解約による収益の分配」とは、<u>特定信託又は証券投資信託の委託者たる会社が受託者たる信託会社</u>（信託業務を兼営する銀行を含む。）に対しその信託の一部を解約することにより当該委託者が受ける収益の分配及び受益者からの解約の実行の請求に基づき委託者が受託者に対してその信託の一部を解約することにより当該受益者が受ける収益の分配をいうのであるから、受益者である法人が委託者に対し解約の実行の請求をしないでその信託に係る<u>受益証券</u>を譲渡した場合には、最終的にその<u>受益証券</u>に係る信託の解約が行われる場合であっても、これに当たらないことに留意する。</p> <p>(<u>受益証券</u>の銘柄)</p> <p>3 - 1 - 6</p> <p>.....<u>受益証券</u>.....<u>受益証券</u>.....<u>受益証券</u>.....</p> <p>.....</p>

五 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)</p> <p>3 - 2 - 8</p> <p>.....「証券投資信託の<u>受益権</u>」.....</p>	<p>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)</p> <p>3 - 2 - 8</p> <p>.....「証券投資信託の<u>受益証券</u>」.....</p>

六 法人課税信託に係る所得の金額の計算等

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 12 章の 6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第 1 節 通則</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託の範囲)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>12 の 6 - 1 - 1 法第 2 条第 29 号の 2 イ(法人課税信託) に規定する受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託には、信託法第 185 条第 3 項(受益証券の発行に関する信託行為の定め) に規定する受益証券発行信託のほか、例えば、外国法を準拠法とする信託で受益権を表示する証券を発行する旨の定めのあるものが含まれることに留意する。</u></p>	
<p><u>(信託財産に属する資産のみを信託する場合の課税関係)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>12 の 6 - 1 - 2 法人が委託者となる信託のうち、受託者の信託財産に属する資産のみを信託するもの(以下 12 の 6 - 1 - 2 において「再信託」という。)については、当該受託者において法第 2 条第 29 号の 2 ハ(法人課税信託) に掲げる信託に該当しないのであるが、当該再信託の種類や契約内容等により、集団投資信託、受益者等課税信託又は法人課税信託(同号ハに掲げるものを除く。)のいずれかに該当することとなることに留意する。</u></p>	
<p><u>(法人の事業の全部又は重要な一部の信託)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>12 の 6 - 1 - 3 法第 2 条第 29 号の 2 ハ(1)(法人課税信託) の株主総会の決議を要するものとは、法人の事業の全部又は重要な一部の譲渡を行う場合において、当該法人の株主総会の決議(これに準ずるものを含む。)によって、当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないこととされる行為をいうのである</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>から、現にその決議が行われたかどうかは問わないことに留意する。</u></p> <p><u>(受益者、委託者、受託者その他の者がその裁量により決定することができる場合)</u></p> <p><u>12の6-1-4 令第14条の5第6項(法人が委託者となる法人課税信託)に掲げる「受益者、委託者、受託者その他の者がその裁量により決定することができる場合」には、例えば、信託行為において受益者である特殊関係者に対する収益の分配の割合が確定的に定められている場合であっても、信託の効力発生時において、信託行為に受益者、委託者、受託者その他の者のいずれかが信託の変更によりその定めの内容の変更を単独で行う権限を有する旨の信託法第149条第4項(関係当事者の合意等)に規定する別段の定めがある場合が含まれるのであるから、留意する。</u></p> <p><u>(法人課税信託に係る受託法人の内外判定と納税地)</u></p> <p><u>12の6-1-5 法人課税信託の受託者である法人又は個人の当該法人課税信託に係る納税地は、法第1編第6章(納税地)に定めるところによるのであるから、例えば、法第4条の7第1号又は第2号(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定により当該法人課税信託に係る受託法人が内国法人又は外国法人のいずれに該当するかにかかわらずに留意する。</u></p> <p><u>(注) 法人課税信託の受託者である内国法人について、同号の規定によりその法人課税信託に係る受託法人が外国法人とされた場合における法人税の課税標準は、法第141条(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準)に定めるところによる。</u></p> <p><u>(信託の効力が生じた時)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

12の6-1-6 法第4条の7第7号(受託法人等に関するこの法律の適用)の規定により、受託法人が設立されたものとされる当該受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日の判定に当たっては、次に掲げる信託の方法に応じ、それぞれ次によることに留意する。

(1) 信託法第3条第1号(信託の方法)に掲げる信託契約を締結する方法 当該信託契約の締結時

(2) 同条第2号に掲げる遺言をする方法 当該遺言の効力発生時

(3) 同条第3号に掲げる意思表示を公正証書その他の書面又は一定の電磁的記録によってする方法 次のいずれかの時

イ 公正証書又は公証人の認証を受けた書面若しくは電磁的記録(以下12の6-1-6において「公正証書等」という。)によってされる場合 当該公正証書等の作成時

ロ 公正証書等以外の書面又は電磁的記録によってされる場合 受益者となるべき者として指定された第三者(当該第三者が2人以上ある場合にあっては、その1人)に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知時

(注)1 本文のいずれの方法による場合であっても、信託行為に停止条件又は始期が付されているときは、当該停止条件の成就又は当該始期の到来により、効果が生ずる時となることに留意する。

2 法人課税信託のうち法第2条第29号の2ハ(法人課税信託)に掲げるもの及び令第14条の2(委託者が実質的に多数でない信託)に掲げる信託における効力が生じた時の判定についても、同様とする。

(法人課税信託に該当することとなった日の意義)

12の6-1-7 特定受益証券発行信託(法第2条第29号ハ(集団投資信託)に規定する「特定受益証券発行信託」をいう。以下12の6-1-7において同じ。)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>の計算期間の中途においてその承認受託者(同号八(1)に規定する「承認受託者」をいう。以下 12 の 6 - 1 - 7 において同じ。) がその承認を取り消された場合又は当該特定受益証券発行信託の受託者に承認受託者以外の者が就任した場合における、法第 4 条の 7 第 7 号(受託法人等に関するこの法律の適用) に掲げる「法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日」とは、その承認を取り消された日又は承認受託者以外の者が就任した日を含む計算期間の翌計算期間の開始の日をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 本文の場合には、その承認を取り消された日又は承認受託者以外の者が就任した日を含む計算期間については、特定受益証券発行信託に該当する。</u></p> <p><u>(信託事務を主宰する受託者の意義)</u></p> <p><u>12 の 6 - 1 - 8 法第 4 条の 8 第 2 項(受託者が二以上ある法人課税信託) の「信託事務を主宰する受託者」とは、中心となって信託事務の全体を取りまとめる受託者をいう。この場合、全体を取りまとめているかは、信託契約に基づき、信託財産の受入れ事務、信託財産の管理又は処分に関する事務、収益計算の報告事務等の処理の実態を総合的に判定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

七 法人課税信託に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 2 節 法人課税信託に係る所得の金額の計算</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(公益法人等の法人課税信託に係る課税所得の範囲)</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>12 の 6 - 2 - 1 公益法人等が法人課税信託の受託者となった場合には、当該法</u></p>	

人課税信託に係る受託法人は当該公益法人等とは別の会社とみなされることから、当該法人課税信託に係る法人税の課税所得の範囲は、収益事業から生じた所得に限られないことに留意する。

(受益者等が存しない信託に係る清算所得に対する法人税の課税関係)

(新設)

12の6-2-2 法人課税信託のうち、法第2条第29号の2口(法人課税信託)に掲げる信託に係る受託法人は、受益者が存することなく信託の終了があった場合に限り、清算所得に対する法人税が課されることに留意する。

(法人課税信託の収益の分配における受取配当等の益金不算入の適用)

(新設)

12の6-2-3 法人課税信託の収益の分配は、資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当とみなされることから、法第23条(受取配当等の益金不算入)の規定の適用があることに留意する。

(注) 法人課税信託の収益の分配を受けた受益者が同条の規定を適用する場合における同条第5項に規定する関係法人株式等の判定に当たっては、たとえ当該受益者が当該法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資を有していたとしても、当該受益者が有する当該法人課税信託に係る受益権のみによりその判定を行うこととなる。

八 受益者等課税信託による損益

改 正 後	改 正 前
第4節 受益者等課税信託による損益	(新設)
<u>(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>14 - 4 - 1 受益者等課税信託における受益者は、受益者としての権利を現に有するものに限られるのであるから、例えば、一の受益者が有する受益者としての権利がその信託財産に係る受益者としての権利の一部にとどまる場合であっても、その余の権利を有する者が存しない又は特定されていないときには、当該受益者がその信託の信託財産に属する資産及び負債の全部を有するものとみなされ、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が帰せられるものとみなされることに留意する。</u></p> <p><u>(信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属の時期)</u></p> <p><u>14 - 4 - 2 法人が受益者等課税信託の受益者(法第12条第2項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属))の規定により、同条第1項に規定する受益者とみなされる者を含む。以下14 - 4 - 6までにおいて「受益者等」という。)である場合において、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該受益者等である当該法人の収益及び費用とみなされる当該受益者等課税信託の信託財産に帰せられる収益及び費用は、その信託行為に定める信託の計算期間にかかわらず、当該法人の各事業年度の期間に対応する収益及び費用となるのであるから、留意する。</u></p> <p><u>(信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属額の総額法による計算)</u></p> <p><u>14 - 4 - 3 受益者等課税信託の受益者等である法人は、当該受益者等課税信託の信託財産から生ずる利益又は損失を当該法人の収益又は費用とするのではなく、当該法人に係る当該信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用を当該法人のこれらの金額として各事業年度の所得の金額の計算を行うのであるから、留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

(権利の内容に応ずることの例示)

14 - 4 - 4 令第15条第4項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)の規定の適用に当たっては、例えば、その信託財産に属する資産が、その構造上区分された数個の部分具有独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものである場合において、その各部分の全部又は一部が二以上の受益者等の有する権利の目的となっているときは、当該目的となっている部分(以下14 - 4 - 4において「受益者等共有独立部分」という。)については、受益者等共有独立部分ごとに、当該受益者等共有独立部分につき権利を有する各受益者等が、各自の有する権利の割合に応じて有しているものとして同項の規定を適用する。

(信託による資産の移転等)

14 - 4 - 5 委託者と受益者がそれぞれ単一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託においては、次に掲げる移転は受益者である委託者にとって資産の譲渡又は資産の取得には該当しないことに留意する。

- (1) 信託行為に基づき信託した資産の当該委託者から当該受託者への移転
- (2) 信託の終了に伴う残余財産の給付としての当該資産の当該受託者から当該受益者への移転

(注) これらの移転があった場合における当該資産(当該信託の期間中に信託財産に属することとなった資産を除く。)の取得の日は、当該委託者が当該資産を取得した日となる。

(信託の受益者としての権利の譲渡等)

14 - 4 - 6 受益者等課税信託の受益者等がその有する権利の譲渡又は取得が行われた場合には、その権利の目的となっている信託財産に属する資産及び負

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>債が譲渡又は取得されたこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、受益者等がその有する権利の目的となっている信託財産に属する資産が土地である場合において、当該権利が譲渡されたときには、当該受益者等が当該土地を譲渡したものとして、その譲渡の態様に応じて、譲渡、交換、収用、買換え等の法人税に関する法令の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(受益者等課税信託に係る受益者の範囲)</u></p> <p><u>14 - 4 - 7 法第 12 条第 1 項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する「信託の受益者(受益者としての権利を現に有するものに限る。)」には、原則として、例えば、信託法第 182 条第 1 項第 1 号(残余財産の帰属)に規定する残余財産受益者は含まれるが、次に掲げる者は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 同項第 2 号に規定する帰属権利者(以下 14 - 4 - 8 までにおいて「帰属権利者」という。)(その信託の終了前の期間に限る。)</u></p> <p><u>(2) 委託者の死亡の時に受益権を取得する同法第 90 条第 1 項第 1 号(委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託等の特例)に掲げる受益者となるべき者として指定された者(委託者の死亡前の期間に限る。)</u></p> <p><u>(3) 委託者の死亡の時に以後に信託財産に係る給付を受ける同項第 2 号に掲げる受益者(委託者の死亡前の期間に限る。)</u></p> <p><u>(受益者とみなされる委託者)</u></p> <p><u>14 - 4 - 8 法第 12 条第 2 項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)の規定により受益者とみなされる者には、同項に掲げる信託の変更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合で</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

あるものが含まれることに留意する。

- (1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合
- (2) 信託法第 182 条第 2 項(残余財産の帰属)に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者(以下 14 - 4 - 8 において「残余財産受益者等」という。)の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合

九 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(委託契約等による事業)</p> <p>15 - 1 - 2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>公益法人等が受益者等課税信託の受益者(法第 12 条第 2 項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)の規定により、同条第 1 項に規定する受益者とみなされる者を含む。)</u>である場合において、当該信託に係る受託者における<u>当該信託財産に係る事業が令第 5 条第 1 項各号(収益事業の範囲)に掲げる事業のいずれかに該当するとき</u></p>	<p>(委託契約等による事業)</p> <p>15 - 1 - 2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>公益法人等がその財産の信託(合同運用信託、証券投資信託及び法第 84 条第 1 項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する厚生年金基金契約等又は法附則第 20 条第 1 項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約に係る信託を除く。)</u>をしている場合において、当該信託に係る受託者における<u>当該財産の運用に係る行為が令第 5 条第 1 項各号(収益事業の範囲)に掲げる事業のいずれかに該当するとき</u></p>

十 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(証券投資信託の収益の計算期間)</p> <p>16 - 2 - 8</p>	<p>(証券投資信託の収益の計算期間)</p> <p>16 - 2 - 8</p>

改 正 後	改 正 前
(1) (2) (3) (4)当該信託の <u>当該受益権</u> (注) (記載又は記録をされた公社債等がある場合の控除所得税額の簡便計算) 16 - 2 - 9 公債及び社債の利子並びに <u>集団投資信託</u> (合同運用信託を除く。以下16 - 2 - 9において同じ。)の収益の分配に係る所得税につき令第140条の2第3項(控除所得税額の簡便計算)の規定により控除すべき所得税の額を計算する場合において、金融機関等又は公益法人等の有する公債若しくは社債又は <u>集団投資信託の受益権</u> のうちその利子又は収益の分配の計算期間の中途において振替口座簿に記載若しくは記録をされたもの又は登録若しくは保管の委託をしたもの(16 - 2 - 6又は16 - 2 - 6の2の適用を受けるものに限る。)があるときは、その記載若しくは記録をされ又は登録若しくは保管の委託をした公債若しくは社債又は <u>集団投資信託の受益権</u> 以外のものについて同項の規定を適用する。	(1) (2) (3) (4)当該信託の <u>当該受益証券</u> (注) (記載又は記録をされた公社債等がある場合の控除所得税額の簡便計算) 16 - 2 - 9 公債及び社債の利子並びに <u>投資信託及び特定目的信託</u> の収益の分配に係る所得税につき令第140条の2第3項(控除所得税額の簡便計算)の規定により控除すべき所得税の額を計算する場合において、金融機関等又は公益法人等の有する公債若しくは社債又は <u>投資信託若しくは特定目的信託の受益証券</u> のうちその利子又は収益の分配の計算期間の中途において振替口座簿に記載若しくは記録をされたもの又は登録若しくは保管の委託をしたもの(16 - 2 - 6又は16 - 2 - 6の2の適用を受けるものに限る。)があるときは、その記載若しくは記録をされ又は登録若しくは保管の委託をした公債若しくは社債又は <u>投資信託若しくは特定目的信託の受益証券</u> 以外のものについて同項の規定を適用する。

十一 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<u>第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税</u>
(廃止)	<u>(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税)</u>

17の2-1-1 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税については、各事業年度の所得に対する法人税の取扱いに準じて取り扱う。

十二 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)	(課税厚生年金基金契約の判定の基礎となる掛金等)
18-1-5	18-1-5
..... <u>令第156条の2第10号</u> <u>令第156条の17第10号</u>

十三 課税標準

改 正 後	改 正 前
(その他これに準ずる関係のある者の範囲)	(その他これに準ずる関係のある者の範囲)
20-2-10 2-3-20(「その他これに準ずる関係のある者の範囲」)は、令第187条第4項第2号及び第10項第2号(「特殊関係株主等の範囲」)に規定する「その他これに準ずる関係のある者」の範囲について準用する。	20-2-10 2-3-20(「その他これに準ずる関係のある者の範囲」)は、令第187条第4項第2号及び第11項第2号(「特殊関係株主等の範囲」)に規定する「その他これに準ずる関係のある者」の範囲について準用する。 <u>同条第12項第2号(「特殊関係受益権者の範囲」)に規定する「その他これに準ずる関係のある者」についても、同様とする。</u>